特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	予防接種に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加須市は、予防接種に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

加須市長

公表日

令和6年5月13日

[平成30年5月 様式3]

項目一覧

I	基本情報
п	特定個人情報ファイルの概要
(別	J添1)特定個人情報ファイル記録項目
ш	リスク対策
IV	開示請求、問合せ
v	評価実施手続
(则添2) 変更簡所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	予防接種に関する事務	
②事務の内容	予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①住民かつ政令で定める者に対し、期日・期間を指定して予防接種を行わなければならないことになっており、その実施に係る事務(新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種を含む。) ②経済的理由のある者を除き、予防接種を受けた者等から実費を徴収することができるとされており、その徴収に係る事務 ③予防接種を行ったときは、遅滞なく予防接種に関する記録を作成し、5年間の保存に係る事務 予防接種に関する事務において、番号法別表第二に基づいて情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。 ワクチン接種記録システム(VRSを使用し、新型コロナウイルスワクチンの接種状況の登録及び他市町村への接種記録の照会・提供を行う。 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	
③対象人数	<選択肢> (選択肢> 1)1,000人未満 2)1,000人以上1万人未満 1)1,000人未満 2)1,000人以上1万人未満 2)1,000人以上30万人未満 4)10万人以上30万人未満	
2. 特定個人情報ファイル・システム1	を取り扱う事務において使用するシステム	
①システムの名称	健康管理システム	
②システムの機能	予防接種 ・予診票などの接種通知の発行 ・予防接種の接種実績の登録・集計	
③他のシステムとの接続	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [O] 既存住民基本台帳システム [O] 既存住民基本台帳システム [O] 死名システム等 [] 税務システム [] その他 ()	
システム2~5		
システム2		
①システムの名称	団体内統合宛名システム	
②システムの機能	1)宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内で個人を一意に特定できる統合宛名番号を付番する。 2)宛名情報等管理機能 団体内統合宛名システムにおいて、宛名情報を団体内統合宛名番号と個人番号を紐づける。 3)中間サーバー連携機能 中間サーバーからの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐づく宛名情報等を通知する。 4)既存システム連携機能 既存システムからの要求に基づき、個人番号又は団体内統合宛名番号に紐づく宛名情報等を通知する。 5)公金受取口座の登録・連携ファイル関係情報を取得する。	
③他のシステムとの接続	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [O] 既存住民基本台帳システム [O] 既存住民基本台帳システム [O] 死名システム等 [] 税務システム [] その他 ()	

システム3		
①システムの名称	中間サーバー	
②システムの機能	情報提供ネットワークシステムを介した情報連携を行うため、情報連携の対象となる個人情報の副本を保存・管理し、情報提供ネットワークシステムと既存システムとの情報の授受を仲介する。	
	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム	
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム	
③他のシステムとの接続	[O]宛名システム等 []税務システム	
	[]その他 ()	
システム4		
①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)	
②システムの機能	新型コロナウイルスワクチンの接種券の発行、接種記録の登録・集計、他市区町村へのワクチン接種 記録の照会・提供を行う。 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録に照会、電子申請受付・電子交付 の実施を行う。 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施を行う。	
	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム	
	[]住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム	
③他のシステムとの接続	[] 宛名システム等 [] 税務システム	
	[]その他 ()	
システム5		
システム6~10		
システム11~15		
システム16~20		

3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	(情報連携) ・番号法第9条第1項、同法別表第一の10の項及び93の2の項、主務省令第10条及び67条の2 ・番号法第19条第8号 (VRSによる情報提供・照会) ・番号法第19条第6号及び第16号
5. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携 ※
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号、同法別表第二の16の2、16の3、18、115の2の項、主務省令第12条の2、第12条の2の2、第13条及び第59条の2 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号、同法別表第二の16の2、17、18、19、115の2の項、主務省令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2及び第59条の2 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康スポーツ部 いきいき健康医療課、こども局 子育て支援課
②所属長の役職名	いきいき健康医療課長、子育て支援課長
7. 他の評価実施機関	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
予防接種ファイル		
2. 基本	情報	
①ファイルの種類 ※		<選択肢>
②対象となる本人の数		<選択肢>
③対象と	なる本人の範囲 ※	加須市の住民基本台帳に記録され、予防接種の対象となる者
	その必要性	予防接種の実施及び接種記録を適正に管理するため
④記録さ	れる項目	<選択肢>(選択肢>1)10項目未満2)10項目以上50項目未満3)50項目以上100項目未満4)100項目以上
	主な記録項目 ※	 ・識別情報 [〇]個人番号 [○]その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [〇]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [〇]連絡先(電話番号等) [〇]その他住民票関係情報 *業務関係情報 []国税関係情報 []地方税関係情報 [〇]健康・医療関係情報 []国税関係情報 []児童福祉・子育で関係情報 []]障害者福祉関係情報 []生活保護・社会福祉関係情報 []]介護・高齢者福祉関係情報 []]雇用・労働関係情報 []]年金関係情報 []]学校・教育関係情報 []]学校・教育関係情報 []]学校・教育関係情報 []]グ書関係情報 []]グ書関係情報 []]グ書関係情報 []]グ書関係情報 []]グラー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	その妥当性	【個人番号(宛名番号)】 ・記載された番号をキーとして、個人を検索するため 【その他識別情報尾】 自治体内で個人を特定するため 【連絡先等情報】 発送・通知業務に利用するため 【健康・医療関係情報】 接種情報を利用した事務を行うため。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		平成28年1月1日
⑥事務担当部署		健康スポーツ部 いきいき健康医療課

3. 特定個人情報の入手・使用			
		[〇] 本人又は本人の代理人	
		[〇] 評価実施機関内の他部署 (市民課)	
		[〇] 行政機関・独立行政法人等 (デジタル庁)	
①入手元	*	[O] 地方公共団体·地方独立行政法人 ()	
		[O] 民間事業者 (
		[]その他()	
		[O]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモ	ŀIJ
		[]電子メール []専用線 []庁内連携システム	
②入手方法	Ę	[]情報提供ネットワークシステム	
e,, <u></u>		ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証 [O] その他 (明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び) 証明書交付センターシステム	
③使用目的 ※		個人番号により個人を検索するため。 情報提供ネットワークシステムに予防接種データを提供するため。 ワクチン接種記録システム(VRS)に接種対象者情報を登録するため。	
0### 0	使用部署	健康スポーツ部 いきいき健康医療課	
④使用の主	使用者数	〈選択肢〉 [10人未満 10人未満 2) 10人以上50人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
		適正に予防接種業務を行うため、予防接種の実績等の記録を管理する。	
		(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務)・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発	行の
⑤使用方法	£	ために特定個人情報を使用する。 ・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するため	めに
②医用刀刀	4	特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情	手報
		を使用する。	AIT E
情報の		予防接種記録の一元管理のため、予防接種の実施に必要な情報、外部から取得した接種記録など 名番号、氏名、生年月日等により突合し、登録する。	を宛
	情報の突合	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために	- 1H
		司 下 区 可 村 から の 転	-、1世
 ⑥使用開始日		平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※		[委託する 3) 件 (3) 件	
委託	事項1	システムの保守・運用	
①委託内容		接種記録の情報連携	
②委言	託先における取扱者数	〈選択肢〉 「10人以上50人未満」 「2)10人以上50人未満 (3)50人以上100人未満 (4)100人以上500人未満 (5)500人以上1,000人未満 (6)1,000人以上	
③委請	託先名	AGS株式会社	
.	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1) 再委託する 2) 再委託しない	
再委託	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託	事項2~5		
委託	事項2	システムの保守・運用	
①委記	託内容	接種対象者の登録、接種券発行等	
②委託先における取扱者数		<選択肢>	
③委言	託先名	日本電子計算㈱	
五	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない	
再委託	⑤再委託の許諾方法	書面による審査	
	⑥再委託事項	接種対象者の登録、接種券発行等	
委託事項3		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	
①委託内容		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	
②委託先における取扱者数		〈選択肢〉 [10人以上50人未満] 10人以上50人未満 200人以上50人未満 300人以上100人未満 4000人以上500人未満 5000人以上1,000人未満 600人以上	
③委託先名		株式会社ミラボ	
再委託	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項6~10			
委託			
委託	委託事項16~20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
担供おきの大無	[O]提供を行っている (2)件 []移転を行っている ()件	
提供・移転の有無	[] 行っていない	
提供先1	市区町村長	
①法令上の根拠	番号法 第19条第16号	
②提供先における用途	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	
③提供する情報	市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ)	
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>	
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2.基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ	
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線	
6 6 提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
のルドバル	[] フラッシュメモリ []紙	
	[O] その他 (ワクチン接種記録システム(VRS)	
⑦時期·頻度	当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度	
提供先2~5		
挺跃儿219		
提供先2	国	
	国 番号法 第19条第16号	
提供先2		
提供先2 ①法令上の根拠	番号法 第19条第16号 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)への登録 接種対象者、接種記録等	
提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途	番号法 第19条第16号 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)への登録 接種対象者、接種記録等 <選択肢> 1) 1万人未満	
提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる	番号法 第19条第16号 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)への登録 接種対象者、接種記録等 (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上	
提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数	番号法 第19条第16号 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)への登録 接種対象者、接種記録等 (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上	
提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	番号法 第19条第16号 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)への登録 接種対象者、接種記録等 (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上	
提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数	番号法 第19条第16号 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)への登録 接種対象者、接種記録等 (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上	
提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	番号法 第19条第16号 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)への登録 接種対象者、接種記録等 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上100万人未満 5) 1,000万人以上 5) 1,000万人以上 [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	番号法 第19条第16号 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)への登録 接種対象者、接種記録等 (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 (00万人以上 (000万人以上 (000万人和 (000万人) (000万人从 (000万人) (000万人和 (000万人) (000万人和 (000万人) (000万人和 (000万人和 (000万人) (000万人和 (000万人和 (000万人) (000万人和	
提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数 ⑥提供する情報の対象となる本人の範囲	番号法 第19条第16号 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)への登録 接種対象者、接種記録等 - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1000万人未満 4) 100万人以上1000万人未満 5) 1,000万人以上 - (
提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数 ⑥提供する情報の対象となる本人の範囲	番号法 第19条第16号 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)への登録 接種対象者、接種記録等 - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1000万人未満 4) 100万人以上1000万人未満 5) 1,000万人以上 - (
提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ②時期・頻度 提供先3	番号法 第19条第16号 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)への登録 接種対象者、接種記録等 - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1000万人未満 4) 100万人以上1000万人未満 5) 1,000万人以上 - (

移転先1			
①法令上の根拠			
②移転先における用途			
③移転する情報			
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲			
	[] 庁内連携システム [] 専用線		
⑥移転方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)		
○ (多 # (() (((((((((([] フラッシュメモリ [] 紙		
	[]その他 ()		
⑦時期·頻度			
移転先2~5			
移転先6~10			
移転先11~15			
移転先16~20	移転先16~20		
6. 特定個人情報の保管・	6. 特定個人情報の保管・消去		
保管場所 ※	【保管場所】 (接種記録の情報連携) ・サーバ設置場所の管理・既存住基システムの主サーバ機器等は委託先のIDCで管理している。また、副サーバは24時間365日有人による入退館管理を実施している建物の中で、さらに入退室管理を行っている区画(サーバ室)に設置している施錠管理されたサーバ内に保管する。・中間サーバー・プラットフォームにおける措置・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 (接種対象者の登録、接種券発行等) 入退室が管理され、施錠可能な本市の電算室内 〈ワクチン接種記録システムにおける追加措置〉 ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ロイチン接種記録システムにおける追加措置> のクチン接種記録システムにおける追加措置> のクチン接種記録システムにおける追加措置>		
	ク ラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。		

- ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。
- ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。
- ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。

(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)電子交付アプリ及び同アプリの利用端末 には、申請情報を記録しないこととしている。

(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)証明書交付センターシステム及びキオスク 端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。

7. 備考

<ワクチン接種記録システムにおける追加措置>

- ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。

※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできなため、消去することができない。

(別添1)	特定個人情報ファイル記録項目
別紙参照	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

予防接種ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

情報セキュリティに関する研修を実施し、意識の醸成を図る。

〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉

① 転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。

② 他市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町へ提供するため、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。

リスクに対する措置の内容

③ 転出元市区町村からの接種記録の入手 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市区町村において住民記録台帳等により照会対象者の個人番号でることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。

④ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請書からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。

(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)

交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。

リスクへの対策は十分か

十分である

[

く選択肢>

1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である

本業務の遂行に十分な最少の情報量で処理を行う。

<ワクチン接種記録システムにおける追加措置>

- ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。
- ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の 入手ができないようにアクセス制御している。
- ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。

(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)

- ・個人番号カードや旅券の読み取りにより、必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報送信してしまうリスクを防止する。
- ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。
- ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。
- ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。
- ・券面入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSの検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。
- ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。

(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)

- ・個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。
- ・証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。
- ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。
- ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。
- ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。
- ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	アクセス権限を限定するなど、番号制度の担当者以外は参照できないこととしている。 <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由で ワクチン接種記録システムに接続できるが、個人番号にはアクセスできないように制御している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
リスク2: 権限のない者(元明	競員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	指静脈認証、パスワードによりログインを制御している。 〈ワクチン接種記録システムにおける追加措置〉 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システムにおけるのログイン認証は、ユーザID/パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システムにおけるのログイン問証は、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	
その他の措置の内容	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。	
リスクへの対策は十分か	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉

①住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する 際には、以下のようにしている。

- ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。
- ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。ま た、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。
- ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。
- ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。
- ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。 ②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。
- ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を 入手し、使用する。
- ・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託						[]] 委託しない	
リスク	: 委託先における不正	な使用等	手のリスク					
	契約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定	ごめていない	
	規定の内容	個人情	報の取扱特記事項等に	より規定				
	モ先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[十分に行っている	1	<選択肢> 1) 特に力を入れて行 3) 十分に行っていな		-分に行っている ፤委託していない	
	具体的な方法	誓約書	の提出を求めている。					
そのfl	也の措置の内容	当にムむの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ロナウイルス感染症対 国、当該システムの運用 っての確認事項(規約)」 (新型コロナウイルス原 係る特定個人情報の取 については、当該確認関 個人情報ファイルの取扱 個人情報の提供ルール。 契約書中の特定個人情報 契約書中の特定個人情報 コロナウイルス感染症予 受ける際の入手に係る	保守事業は民事事業は民事のでは、大きないに、大きないに、東京をはいいでは、では、大きないが、まないはないが、まないはいいはないが、まないはないはないが、まないはないが、まないはないはないはないはないはないはないはないはないはないはないはないはないはな	活者の三者の関係を規定 ることにより、当該確認 防接種証明書電子交付 該システムの運用保守 されている。 者の制限 最 ール レの取扱いに関する規定 の適切な取扱いの確份 E明書電子交付機能によ	定した「ワクチン 忍事項に基づき、 †機能及びコンヒ 事業者に委託・ 定 足	、ワクチン接種記録 ミニ交付関連機能 することとする。な	^{录システ} を含 お、次
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 3) 課題が残されてい	いる 2) いる	-分である	
特定化	周人情報ファイルの取扱	いの委託	たにおけるその他のリス・	ク及びその	のリスクに対する措置			

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)]提供・移転しない リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク <選択肢> 1) 定めている 特定個人情報の提供・移転に 定めている 2) 定めていない 関するルール ルールの内容及び ルール遵守の確認方 常時、詳細な報告を求めることとしている。 法 <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ワクチン接種記録システムでは、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提 その他の措置の内容 供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。 く選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 十分である リスクへの対策は十分か 2) 十分である

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対す

< ワクチン接種記録システムにおける追加措置>

・転出元市区町村への個人番号の提供

当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、 その際は、

①本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを用いて提供する。 ②個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文 を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。

・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。

・特定個人情報を提供する場面を、必要最小限に限定している。具体的には、当市への転入者について、 転出元市区町村での接種記 録を入手するために、転出元市町区村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。

6. 情報提供ネットワークシ	ノステムとの接続	[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)			
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク								
リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムを使用でき 環境としている。	る場所	- fを本市の電算室内に限	定し、	常に有人の状態での使用			
ウヘグに対する指直の内容	(「6. 情報提供ネットワークシステムとの持策に係る予防接種事務以外を記載)			新型:	コロナウイルス感染症対			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	1)特	択肢> :に力を入れている 題が残されている	2) +	ト分である			
リスク2: 不正な提供が行われ	いるリスク							
リスクに対する措置の内容	中間サーバーにおいて、どの特定個人情いる。	報をと	の職員が使用したかを記	記録す	ることで、不正を抑制して			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	1)特	択肢> に力を入れている 題が残されている	2) 🕂	ト分である			
情報提供ネットワークシステム	との接続に伴うその他のリスク及びそのリ	スクに	対する措置					

7. 特定個人情報の保管・消去									
リスク	リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク								
①事は 周知	対発生時手順の策定・	[十分に行	行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて 3)十分に行ってい		2) 十分に行っている	
機関に	3年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか	[発生なし]		<選択肢> 1)発生あり		2) 発生なし	
	その内容								
	再発防止策の内容								
その他	2の措置の内容	く【ワセをン主・・ 【ワセをン主・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	クリードの大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大	録いたウ対対等ター・シカラ対対れタれらのファレスとレーレン 語ン きシースたり、策策へと ストウガガたはるは不チい感、尽 感一 明一 化ス テムの サをきのター テのサをを該暗領定アシる染 中と 染シー 書シーを 大の 世本表 大の 世本を該暗領定アシる染 まり を テーム は統一 たばした は統一 たまです は統一 は統一 では続した は統一 では は統一 です。 です です です。 です かいかい は かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい か	に、一ごして望く、一でして区とイ人と記り、背信のアインと、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	情報ののでは、	いだ人 用 いが人 る な制侵化 種 情 いの る おり適 にて知る ない かん に すてめ いっぱん で は 回 に で は で かい は いい は いい は と し の 明 再線 は いい は と し の 明 再線 は いい は と し の の 明 の の の の の の の の の の の の の の の の	イドライン、政府機関等ができます。 イドライン、政府機関等ができます。 がはな取扱いに関するができます。 イドライン、エリティるができます。 がはな取扱いに関するができます。 がはないる。 のは、 がはないる。 のは、 がはないる。 がはないる。 のは、 がはないる。 のは、 がはないる。 のは、 がはないる。 のは、 がはないる。 のは、 がはないる。 のは、 がはない。 のは、 がはない。 のは、 がはない。 のは、 がはない。 のは、 がはない。 のは、 がはない。 のは、 がはない。 のは、 がは、 のは、 がは、 のは、 がは、 のは、 がは、 のは、 がは、 のは、 のは、 のは、 がは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 の	国ガイ 等国が
	リスクへの対策は十分か [十分である] 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 4) 非分である 3) 課題が残されている 5 またの他のリスク及びそのリスクに対する措置 6 またの 2 またいる 5 またの 2 またいる 5 またの 2 またいる 5 またの 4 またいる 5 またいる 6 またいる 6 またいる 6 またいる 7 またいる 7 またいる 7 またいる 9 またいる 7 またいる 9 またいの 9 またいる 9 またいの 9 またいる 9 またいの								
13 75 11	12.CID / IDTA V IN B / ID A / CO /								

8. 監	査			
実施の	の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[]外部監査
9. 彼	業者に対する教育・	岑 発		
従業者に対する教育・啓発		[十分に行っている	」 <選択肢> 1)特に力を 3)十分に行	・ E入れて行っている 2) 十分に行っている テっていない
			策に係る予防接種事務 信技術(IT)総合戦略! っての確認事項」に同意	室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接 気のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に

10. その他のリスク対策

〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての 確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・	
①請求先	【新型コロナウイルス予防接種に関すること】 加須市役所 健康スポーツ部 いきいき健康医療課 住所:埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須保健センター 電話: 0480-62-1311 【高齢者インフルエンザ・高齢者肺炎球菌予防接種に関すること】 加須市役所 健康スポーツ部 いきいき健康医療課 住所:埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須保健センター 電話: 0480-62-1311 【上記以外の小児予防接種に関すること】 加須市役所 こども局 子育て支援課 住所:埼玉県加須市三俣2丁目1番地1 電話: 0480-62-1111
②請求方法	加須市個人情報保護条例に基づき、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不 記載等	
2. 特定個人情報ファイルの	り取扱いに関する問合せ
①連絡先	【新型コロナウイルス予防接種に関すること】 加須市役所 健康スポーツ部 いきいき健康医療課 住所:埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須保健センター 電話: 0480-62-1311 【高齢者インフルエンザ・高齢者肺炎球菌予防接種に関すること】 加須市役所 健康スポーツ部 いきいき健康医療課 住所:埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須保健センター 電話: 0480-62-1311 【上記以外の小児予防接種に関すること】 加須市役所 こども局 子育て支援課 住所:埼玉県加須市三俣2丁目1番地1 電話: 0480-62-1111
②対応方法	問合せの受付時に、対応についての記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価							
①実施日	令和4年1月21日						
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)						
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取【任意】						
①方法							
②実施日・期間							
③主な意見の内容							

3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更簡所

)変更箇所	- 本東並の記載	本事後の記載	相山吐物	担山味物に核で発明
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月21日	I基本情報 1特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事 務の内容	予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①住民かつ政令で定める者に対し、期日・期間を指定して予防接種を行わなければならないことになっており、その実施に係る事務(新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種を含む。)②経済的理由のある者を除き、予防接種を受けた者等から実費を徴収することができるとされており、その徴収に係る事とされており、その徴収に係る事の保存に係る事務(3)予防接種を行ったときは、選滞なく予防接種に関する記録を作成し、5年間の保存に係る事務所は担け、5年間の保存に係る事務に基づいて情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保存機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。ワクチン接種記録システム(VRSを使用し、新型コロナウイルスワクチンの接種状況の登録及び他市町村への接種記録の照会・提供を行う。	予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①住民かつ政令で定める者に対し、期日・期間を指定して予防接種を行わなければならないことになっており、その実施に係る事務(新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種を含む。) ②経済的理由のある者を除き、予防接種を受けた者等から実費を徴収する系。(3予防接種を受けた者等から実費を徴収する系。(3下接種を受けた者等から実費を徴収する事務 ③予防接種を行ったときは、遅滞なく予防接種に関する記録を作成し、5年間の保存に係る事務 第二に基づいて情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。 ワクチン接種記録システム(VRSを使用し、新型コロナウイルスワクチンの接種状況の登録及び他市町村への接種記録の照会・提供を行う。 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和4年1月21日	I基本情報 2特定個人情報 ファイルを取り扱う事務におい て使用するシステム システム 4②システムの機能		新型コロナウイルスワクチンの接種券の発行、 接種記録の登録・集計、他市区町村へのワクチン接種記録の照会・提供を行う。 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の 交付に係る接種記録に照会、電子申請受付・電 子交付の実施を行う。	事後	
令和4年1月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 3特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	ワクチン接種記録システム(VRS)	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)	事後	
令和4年1月21日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法		適正に予防接種業務を行うため、予防接種の 実績等の記録を管理する。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接 種事務〉 ・当市区町村への転入者について、転出元市 区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券 の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市区町村からの転出者について、転出先 市区町村へ当市区町村での接種記録を提供す るために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス®快症予防接種証明書 の交付の際、接種記録を照会するために特定 個人情報を使用する。	事後	
令和4年1月21日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3特定個人情報ファイルの概 要 3特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項3		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録ンステム (VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	
令和4年1月21日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項3 ① 委託内容		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム (VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	
令和4年1月21日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項3② 委託先における取扱者数		10人以上50人未満	事後	
令和4年1月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 3特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項3 ③ 委託先名		株式会社ミラボ	事後	
令和4年1月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 3特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項3 ④ 再委託の有無		再委託しない	事後	

	1	I	1	1	1
令和4年1月21日	Ⅲ特定個人情報ファイルの概要 6特定個人情報の保管・消 去	【保管場所】 入退室が管理され、施錠可能な本市の電算室内 <ワクチン接種記録システムにおける追加措置 >ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【保管場所】 入退室が管理され、施錠可能な本市の電算室内 <ワクチン接種記録システムにおける追加措置 >ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関 等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を請じている。かラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を請じている。・治難理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。・・当該領域のデータは、暗号化処理をする。・・過以番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。・・国・都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。・・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。・・第型カーナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)電子交付アブリ及び同アブリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。	事後	
令和4年1月21日	Ⅲリスク対策 2特定個人情報 の入手 リスクに対する措置の 内容	際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同 意書等により本人同意を取得し、さらに、番号 法第16条に基づき、本人確認書類を確認するこ とで、対象者以外の情報の入手を防止する。	情報セキュリティに関する研修を実施し、意識の離成を図る。 《新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置) ① 転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村本接種記録を照会するために、本人から個人番号の入手 当市区町村の転入者により本人同意を取得した。 本人確認書簿を防止する。 一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、	事後	
令和4年1月21日	Ⅲリスク対策 2特定個人情報 の入手 リスクに対する措置の 内容(続)		(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助AP)を暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	

		1			
令和4年1月21日		本業務の遂行に十分な最少の情報量で処理を行う。 <ワクチン接種記録システムにおける追加措置 ・入手と特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。	本業務の遂行に十分な最少の情報量で処理を行う。 <ワクチン接種記録システムにおける追加措置 > ・八手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザ10を使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。・ワクチン接種記録システムのデータペースは、市区町村の域域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。・入手する特定個人情報については、情報編えを使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)・個人番号カードや旅券の読み取りにより、必要な情報を入手し、申請者の自由入力を防止する。 ・当該機能では、専用アブリからのみ交付申請者が、できないな方にアクセス制御している。・当該機能では、専用アブリからのみ交付申請者が不要な情報送信してしまうリスを防止する。アブリの改むな方法で特定個人情報が送信されることを避ける。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	事後	
令和4年1月21日	Ⅲリスク対策 2特定個人情報 の入手 特定個人情報の入手 (続)		個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、 VRSの検証を行い、送信情報の真正性を確認 する措置を講じている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を 行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止 の対応をしている。	事後	
令和4年1月21日	の体田 特定個人情報の体田	②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の2つの場面に限定している。・当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。	②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。。当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、技種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。	事後	
令和4年1月21日	Ⅲリスク対策 4特定個人情報 ファイルの取扱いの委託 その 他の措置の内容	テムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情	《新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置》 当市、国、当該システムの運用保守事業者の 三者の関係を規定した「ワクチン接種記録シス テムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワク チン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含 む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。 なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの面切	事後	

	Ⅲリスク対策 7特定個人情報 の保管・消去 その他の措置 の内容	【技術的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群リティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。・・当該領域の方とは特定個人情報にアクセスできないように制御している。・・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。・・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。・・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。・・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	【技術的対策】 フクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の対策を満たしている。主に以下の技術的対策を講じている。・論理的に受分された当該市区町村の領域にデータを保管する。・・当該領域のデータは、暗号化処理をする。・・当該領域のデータは、暗号化処理をする。・・当協領域のデータは、暗号化処理をする。・・当協領域のデータは、暗号化処理をする。・・当協領域のデータは、暗号化処理をする。・・当協議である。・・当、計算では、まうに制御している。・・当、計算では、まうに制御している。・・当、計算では、対策を関係している。・・・当、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	事後	
令和4年5月31日	I基本情報2. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務におい て使用するシステム システ ム4②システム機能	新型コロナウイルスワクチンの接種券の発行、 接種記録の登録、集計、他市区町村へのワクチン接種記録の照金・提供を行う。 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の 交付に係る接種記録に照会、電子申請受付・電 子交付の実施を行う。	新型コロナウイルスワクチンの接種券の発行、 接種記録の登録・集計、他市区町村へのワクチン接種記録の照会・提供を行う。 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の 交付に係る接種記録に照会、電子申請受付・電 子交付の実施を行う。 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の コンピニ交付の実施を行う。	事後	
		ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム	事後	
令和4年5月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4. 委託事項3	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム (VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	
令和4年5月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4. 委託事項3①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム (VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	

	T	T	I		
令和4年5月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 6 特定個人情報の保管・消去 保管場所	【保管場所】 入退室が管理され、施錠可能な本市の電算室内内 <ワクチン接種記録システムにおける追加措置 フクテン接種記録システムは、特定個人情報の 等の情報セキュリティ対策のための統一基準末 リティの国際規格を取得している。 カラウドサービスを利用している。なお、以下の とおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域に データを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。・ ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスをおいように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 ・第子交付機能)電子交付アブリ及び同アブリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。	【保管場所】 入退室が管理され、施錠可能な本市の電算室内 <ワクチン接種記録システムにおける追加措置 >ワクチン接種記録システムに、特定個人情報の 第の情報とキュリティ対策のための統一基準群 に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。 なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域に データを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。・ ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。・ ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。・ ・のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・・当該領域のデータは、暗号化処理をする。・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	事後	
令和4年5月31日	Ⅲリスク対策 2. 特定個人情報の 3. 至 (情報提供ない)	の醸成を図る。 《新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置》 ① 転入者本人からの個人番号の入手 当市下医	の醸成を図る。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 ① 転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村不接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼任しさらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を値認するよっとで、対象者以外本人同意を取得書類を確認することで、対象者以外本人情報の入手がでの接種記録を貼出先市区町村からの個人番号を入手町での接種記録を転出先市区町村から個人番号を入手が、表の際は、転出先市区町村から個人番号を入手が、表の際は、転出先市区町村から個人番号を入手であることを確認した上で、ワクチン接種記録を入手をあることを確認した上で、ワクチン接種記録の入手の下が、その際は、転出先市区町村からの接種記録の入手の前方のを接種記録を入手するが、その際は、大手であることを確認した上で、ワクチン接種記録の入手の下が、その際は、当時の個人番号に対り、当時の個人番号に対り、当時の個人番号に対り、当時の個人番号に対して、大きの個人番号に対して、大きの個人番号に対して、大きので、は、当時の人番号に対して、新型コロナウイルス感染症予防接種記録ンステム(収RS)を通じて入手する。。	事後	
令和4年5月31日	Ⅲリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除る。)特定個人情報の入手	行う。	行う。	事後	

令和4年5月31日	Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 その他の措置の内容	意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイ)ルス感染症予防接種証明書電子交付機能をもむ。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの連用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制・特定個人情報の提供ルール/消去ルール・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いの記録・特定個人情報の提供ルール/消去ルール・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いの確保・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	デン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンピニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限・特定個人情報ファイルの取扱いの記録・特定個人情報の提供ルール/消去ルール・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	事後	
令和4年5月31日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	【技術的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の 適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関	下返生 世界では、地域の中では、地域の中では、地域の中では、地域の大変をでいます。	事後	
令和5年1月1日	I 基本情報 2特定個人情報 を取り扱う事務において使用 するシステム システム2 シス テムの機能	・当該システムへの不正アクヤスの防止のた	・当該システム、の不正アクセスの貼止のた 11情報提供ネットワークシステムを通じて口座 登録・連携ファイル関係情報を取得する機能 ・公金受取口座の登録・連携ファイル関係情報 を取得する。を追加	事前	公金受取口座の利用開始に伴う修正
令和5年1月1日	I 基本情報 5情報提供ネット ワークによる情報連携 ②法 令上の根拠		・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施の ための預貯金口座の登録等に関する法律(令 和3年法律第38号)第9条 を追加	事前	公金受取口座の利用開始に 伴う修正
令和5年1月1日	I基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署、②所属長の役職名	①健康医療部 健康医療推進課、こども局 子育て支援課 ②健康医療推進課長、子育て支援課長	①健康医療部 健康医療推進課・いきいき健康 長寿課、ことも局 子育て支援課 ②健康医療推進課長、いきいき健康長寿課長、 子育て支援課長	事後	

1		-	-		
令和5年1月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	【新型コロナウイルス・高齢者インフルエンザ・高齢者肺炎球菌予防接種に関すること】 加須市役所 健康医療部 健康医療推進課 住所:埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加 須保健センター 電話:0480-53-5020 【上記以外の小児予防接種に関すること】 加須市役所 こども局 子育て支援課 住所:埼玉県加須市三俣2丁目1番地1 電話:0480-62-11111	【新型コロナウイルス予防接種に関すること】 加須市役所 健康医療部 健康医療推進課 住所:埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加 須保健センター 電話:0480-53-5020 【高齢者インフルエンザ・高齢者肺炎球菌予防 接種に関すること】 加須市役所 健康医療部 いきいき健康長寿課 住所:埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加 須保健センター 電話:0480-62-1311 【上記以外の小児予防接種に関すること】 加須市役所 こども局 下三後五県加須市市三俣2丁目1番地1 電話:0480-62-1111	事後	
令和5年1月1日	II 特定個人情報ファイルの 概要 2.基本情報 ④ 記録される項目 主な記録項目		「その他」に「口座登録・連携ファイル関係情報」 を追加	事前	公金受取口座の利用開始に 伴う修正
令和5年1月1日	II 特定個人情報ファイルの 概要 3. 特定個人情報の入手・使 用 ④入手元		「行政機関・独立行政法人等」に「デジタル庁」 を追加	事前	公金受取口座の利用開始に 伴う修正
令和6年5月13日	1基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署、②所属長の役職名	①健康医療部 健康医療推進課・いきいき健康 長寿課、こども局 子育て支援課 ②健康医療推進課長、いきいき健康長寿課長、 子育て支援課長	①健康スポーツ部 いきいき健康医療課、こども局 子育て支援課 ②いきいき健康医療課長、子育て支援課長	事後	組織改正に伴う変更
令和6年5月13日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概 要 2.基本情報 ⑥事務担当部 署	健康医療部 健康医療推進課	健康スポーツ部 いきいき健康医療課	事後	組織改正に伴う変更
令和6年5月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概 要 3.特定個人情報の入手・ 使用 ④使用の主体 使用部署	健康医療部 健康医療推進課	健康スポーツ部 いきいき健康医療課	事後	組織改正に伴う変更
令和6年5月13日		【新型コロナウイルス予防接種に関すること】 加須市役所 健康医療部 健康医療推進課 住所:埼玉県加須市諏訪!丁目3番6号 加 須保健センター 電話:0480-53-5020 【高齢者インフルエンザ・高齢者肺炎球菌予防 接種に関すること】 加須市役所 健康医療部 いきいき健康長寿課 住所:埼玉県加須市諏訪!丁目3番6号 加 須保健センター 電話:0480-62-1311 【上記以外の小児予防接種に関すること】 加須市役所 こども局 子育て支援課 住所:埼玉県加須市三俣2丁目1番地1 電 話:0480-62-1111	【新型コロナウイルス予防接種に関すること】 加須市役所 健康スポーツ部 いきいき健康医 療課 住所:埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加 須保健センター 電話: 0480-62-1311 【高齢者インフルエンザ・高齢者肺炎球菌予防 接種に関すること】 加須市役所 健康スポーツ部 いきいき健康医 療課 住所:埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加 須保健センター 電話: 0480-62-1311 【上記以外の小児予防接種に関すること】 加須市役所 ごも局 子育で支援課 住所:埼玉県加須市三俣2丁目1番地1 電 話: 0480-62-1111	事後	組織改正に伴う変更
令和6年5月13日		【新型コロナウイルス予防接種に関すること】 加須市役所 健康医療部 健康医療推進課 住所:埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加 須保健センター 電話:0480-53-5020 【高齢者インフルエンザ・高齢者肺炎球菌予防 接種に関すること】 加須市役所 健康医療部 いきいき健康長寿課 住所:埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加 須保健センター 電話:0480-62-1311 【上記以外の小児予防接種に関すること】 加須市役所 こども局 子育て支援課 住所:埼玉県加須市三俣2丁目1番地1 電話:0480-62-1111	【新型コロナウイルス予防接種に関すること】 加須市役所 健康スポーツ部 いきいき健康医療課 住所:埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加 須保健センター 電話: 0480-62-1311 【高齢者インフルエンザ・高齢者肺炎球菌予防 接種に関すること】 加須市役所 健康スポーツ部 いきいき健康医療課 住所:埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加 須保健センター 電話: 0480-62-1311 【上記以外の小児予防接種に関すること】 加須市役所 こども局 子育て支援課 住所:埼玉県加須市三俣2丁目1番地1 電話: 0480-62-1111	事後	組織改正に伴う変更